

令和5年度松戸市子ども食堂新規開設・運営支援補助金 QA集

NO	項目	回答
1	備品の基準は何か	その性質又は形状を変えることなく、比較的長時間にわたって使用に耐える物で概ね5千円を超えるものを備品とします（概ね5千円以下は、消耗品になります）。例えば、冷蔵庫、冷凍庫、ホットプレート、炊飯器、電子レンジなどが備品に当たります。
2	燃料費（ガソリン代）の計算方法は	対象事業以外でも使用する車であれば、使用距離に応じて案分するなど、必要分のみ計上してください。
3	通信費（携帯電話代）の計算方法は	対象事業以外でも使用する携帯電話であれば、通話時間に応じて案分するなど、必要分のみ計上してください。
4	賃料の計算方法は	月額の場合、月の日数から利用日数を除した金額を補助対象とします。ただし、当該物件を子ども食堂のみに活用している場合は、賃料の全額が補助対象となります。
5	光熱水費の計算方法は	自宅、店舗等が実施場所であるなど、金額が明確でない場合、開所時間で按分する等の方法で算出してください。
6	株式会社でも補助対象者となるか	運営母体の営利非営利は問いません。このため、株式会社が主催する子ども食堂であっても、子ども食堂の開催が非営利であれば補助対象者となります。
7	子ども食堂新規開設・運営支援補助金を活用する場合に、松戸市の市民活動助成事業の申請は可能か。	市民活動助成事業の申請等詳細につきましては、市民自治課047-366-7318までお問い合わせください。なお、令和5年度実施分までの市民活動助成事業の募集は終了しており、令和6年度実施分については令和5年夏頃に募集をする予定です。
8	高齢者が参加していても補助対象となるか	主な参加者が市内在住の18歳未満の子ども及びその保護者であれば、高齢者が参加していても補助対象となります。
9	申請のタイミングは	申請はいつでも可能ですが、補助対象は申請があった前月の実施分から（交付決定されるものに限る）となりますのでご留意ください。申請期限は2月末までとなりますので、3月から開催する場合は、2月中にご申請ください。また、新規開設支援費は、新規開設年度に限り申請が可能です。
10	申請に必要な書類は	申請に必要な書類（交付申請書など）は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。郵送を希望される場合は、書類一式を送付いたしますので、ご連絡ください。
11	会計帳簿については、子ども食堂の会計が分かる帳簿を備えればよいのか	その通りです。子ども食堂の収支が分かる帳簿をご用意ください。確認が必要な時に、子ども食堂の会計が客観的に把握できる状態であれば、独立した帳簿を備える必要まではありません。
12	会計帳簿の作成の時期は	補助金申請の開催月の帳簿からあれば大丈夫です。ただし、開催月の前月から補助対象経費の支出がある場合は前月からの作成をお願いします。
13	経費の証明に係る領収書、納品書、電子データの保管について	経費の証明に係る領収書、納品書について、紙媒体ではなく電子データの場合は、当該電子データの保存・保管（画面のコピーやスクリーンショットした画像の保管など）をお願いします。
14	交通費については、icカードなどを使う場合は、自己申告でよいのか。	交通機関を利用した記録を残していただければ結構です。
15	完全に年間の事業計画どおりに事業を行う必要があるか。	事前に年間のスケジュール等について詳細なご検討をお願いします。もっとも、あくまでも計画ですので、軽微な変更であれば差し支えありません。大幅な変更を要する場合には、ご相談の上、事業変更承認申請書のご提出をお願いいたします。
16	食堂開催に合わせて行うワークショップに関する経費なども補助対象経費となるか	食の提供を中心に考えていただき、その上でワークショップやゲーム、塗り絵など様々な取組を行う経費については、補助の対象となります。

17	食材配布の際に生理用品や日常生活用品を配布する経費も対象となるか。	食材の提供を中心に考えていただき、その上で食材の提供に付隨する形での生活必需品の配布であれば、補助対象となります。
18	放課後児童クラブ（学童）の父母会はトライアル補助の申請が可能か。また利用者が学童に限られる場合も可能か。	トライアルの補助対象者は、定期的に子ども食堂の開催を検討している団体を想定しております。このため、今後の継続的な実施を想定しない、単発の実施であれば申請は認められません。また、放課後児童クラブの利用者に限定する場合についても、申請は認められません。
19	既存食堂が令和5年度以降から申請することも可能か	可能です。
20	運営費について1か月に4回開催した場合でも月3万円までが助成対象となるのか	その通りです。
21	報償費について、アドバイザー制度を創設する予定はあるか	報償費については、子ども食堂の開催に必要なノウハウの提供に係るアドバイザー料について1回2万円を限度に設計しております。現在のところアドバイザー制度を創設する予定はありませんが、新規食堂には既存食堂をご案内するなど、ノウハウの提供に必要なアドバイスやつなぎ支援をさせていただきますので、お気軽にご相談ください。
22	補助対象者は子ども食堂を開設した団体か	その通りです。
23	新規団体の基準は	令和4年度（令和4年4月1日以降）に新規に子ども食堂を開催する団体をいいます。例えば、令和4年8月1日に子ども食堂を開催した団体は、新規食堂となります。
24	既存食堂の運営費の補助は、申請した月から2年間認められるのか。	既存食堂の運営費の補助は、申請した年度を含めて2年度までとなります。例えば、令和4年11月11日に申請をした場合、令和4年11月以降から、令和6年3月末までが補助対象期間となります。
25	申請書に記載のない支出も認められるか	経費を節約できた場合や、当初は想定していなかった経費についても、子ども食堂の開催に係る経費（人件費を除く）であれば、補助対象となります。支出をした経費については、実績報告書の収支決算書にご記入ください。
26	新規開設支援事業費は、ソフト事業及びハード事業の双方に活用できるのか	新規開設支援事業費は、当初申請があり交付決定がなされた額の範囲であれば、双方での活用が可能です。
27	他団体から助成金を受けとったが、どの年度の歳入とすればよいのか	例えば、令和4年度の実績に基づいて令和4年度内の活用に限定された補助金等であれば、令和4年度内の歳入とするのが原則です。ただし、入金日が松戸市の補助金の額の確定後となつた場合は、令和5年度の歳入としてください。
28	令和5年4月1日に活動する場合、令和5年3月31日には開催の準備を行いたいが、当該経費も令和5年度の経費としてよいか。	子ども食堂の開催準備には、ある程度の日数が必要であることから、令和5年から開催月（申請月を含む）の子ども食堂開催経費を前月に支出した場合についても、当該年度の歳出として補助の対象とします。ただし、子ども食堂の開催に必要な経費として後に交付決定がなされる補助対象経費に限りますので、ご留意ください。